



新規学卒者、U・I・Jターン者 就職奨励金交付制度のご案内



市では、若者の地元への就職と定着を促進するとともに、地域の活性化を図るため、市内の事業所に就職した新規学卒者、U・I・Jターン者に対し、奨励金を交付します。

<p>交付対象者</p>	<p>市内の事業所に常用雇用者として雇用された方で、次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 雇用開始日の属する年度の4月1日現在の年齢が35歳未満である (2) 6ヶ月以上雇用されており、1年を超えて引き続き就労する意思がある (3) 雇用主が風営法第2条に規定する事業を営む事業主でない (4) 市税を滞納していない (5) 就職した日から1年6ヶ月を経過していない <p>※常用雇用とは…期間の定めのない労働者または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された場合をいいます。</p>
<p>新規学卒者等の範囲</p>	<p>【新規学卒者】 次の(1)、(2)のうち、卒業した日から翌々年の3月31日までの間に市内の事業所に勤務するために雇用され、市内に住所がある人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学（大学院、短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校を卒業した人 (2) 平成30年3月以降に中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した人 <p>【Uターン者】 大船渡市の出身者で、市外に転出して1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された人</p> <p>【J・Iターン者】 大船渡市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された人</p>
<p>奨励金の額</p>	<p>1人につき、大船渡地域商品券6万円分</p>
<p>交付申請の時期</p>	<p>就職した日から6ヶ月経過した後、次の書類を市に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新規学卒者等就職奨励金交付申請書（様式第1号） (2) 雇用証明書（様式第2号） (3) 雇用契約書等の写し <p>※期間の定めがないこと、または1年を超えて雇用が見込まれること、及び1週間の所定労働時間が30時間以上であることを確認できるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (4) 雇用保険被保険者資格取得等を確認できるもの（雇用保険被保険者証）の写し (5) 新規学卒者、Uターン者のうち、住民票の異動を行わず転出していた場合は、卒業証書の写し、または就業先の就業期間証明書等
<p>手続きの流れ</p>	<pre> graph LR A[申請者] -- ① 交付申請 (雇用から6ヵ月経過後) --> B[市役所] B -- ② 交付決定通知 --> A B -- ③ 交付決定通知書、認印 --> C[商工会議所] C -- ④ 奨励金 (大船渡地域商品券) の交付 --> A </pre>

【申請／お問合せ先】大船渡市商工課 TEL27-3111 (内線 111)